



VOL. 116

社若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

★虚偽の所得証明書にもとづいた経済補償金は認められるか？

1 住宅購入のための会社が発行する虚偽の所得証明書

現在、中国の不動産市場価格は下落していますが、つい最近まで価格は上昇の一途を辿っていました。そのため、何としてでも不動産を購入しようと、勤務先の会社に対して虚偽の所得証明書の発行を求め、会社もそれに応じることがままありました。銀行側も融資実績を重視し、あまり詳細に確認せず、住宅ローンを通していたと思われる。

本件では、会社が営業を停止し、所属従業員全員を解雇したところ、一部の従業員が虚偽の所得証明書にもとづいて経済補償金を請求してきたという事案になります。なかなか日本では見られない事例です。

2 事例

王は2016年11月に湛江のある会社に入社し、2018年12月18日から、会社は完全に閉鎖され、一部の従業員を除き、すべての従業員は職を離れ、会社は労働契約を解除しました。

2019年2月18日、王は仲裁を申請し、会社に対し、違法な労働契約解除の賠償として36,000元（9,000元/月×2ヶ月×2倍）の支払いを求めた。王は、月給は9,000元であると主張し、会社が発行した月給が9,000元であると記載された収入証明書を提出しました。

仲裁委員会は2019年3月26日に仲裁裁定を下し、会社は22,500元（月給9,000元×2.5ヶ月）の経済補償金を支払うべきであると裁定しました。

会社はこれを不服として訴訟を提起しました。王が提出した収入証明書は住宅購入ローンの取り扱いを円滑にするために記入されたものであり、月収9,000元は真実ではなく、彼女の月収は給与表の収入に従うべきであり、仲裁委員会が王が提出した収入証明書に依拠して王の月給収入が9,000元/月であることを確認し、王の経済補償金を算出したことは不適法であると主張しました。

3 一審・二審判決

（会社勝訴）：収入証明書と実際の収入との乖離は大きく、経済補償金の平均賃金決定の証拠とすることはできない

一審裁判所は、王は2年2ヶ月間会社に勤務しており、会社は王曉輝に2.5ヶ月分の給与の経済補償を支払うべきであり、会社が提供した労働契約終了前11ヶ月間の給与表によると、王の11ヶ月間の平均給与収入は5040.27元であると判断し、王の請求を認めませんでした。

二審裁判所は、以下の通り判断しました。

王は、2016年11月から2018年12月までの月給収入の合計が9000元以上であるとして、会社は彼女に22500元の経済補償金を支払うべきであると主張するが、経済収入証明書は住宅積立基金管理センターに発行されたものであるため、王が実際に受け取った給与ではなく、住宅購入の必要性から会社に求めた収入証明であり、経済収入証明書だけでは王の実際の月給が9,000元であることを証明できない。

会社が提供した賃金表によると、王の2017年12月、2018年1月、2018年3月から11月の月給は、5087.13元、5087.13元、4977.54元、4975.96元、4975.96元、4975.96元、4953.00元、5154.98元、4952.97元、5157.67元、5157.67元であった。王が本人の署名と確認した賃金は、2018年1月、2018年3月、2018年5月～10月の8カ月分であり、平均賃金は5027.78元であった。2017年12月、2018年4月、2018年11月の3カ月分の賃金については、王は自署であることを否定したが、この3カ月分の賃金から見れば、王が自署であると確認した他の8カ月分の賃金と基本的に一致しているため、第一審判決がこの3カ月分の賃金を王の賃金であると認定したことは不適切ではなく、当裁判所もこれを認める。

王の上記11ヶ月間の平均給与は5,040.27人民元であり、中華人民共和国労働契約法第47条第3項によると、経済補償の計算における月給は、労働契約の解除または解約前の12ヶ月間の労働者の平均給与を指す。王は2018年12月18日に退社したため、2017年12月から2018年11月までの王の平均給与を経済補償金計算の月給として用いるべきである。しかし、会社は2018年2月に王の給与収入を提供せず、その結果、王の雇用契約終了前12ヶ月間の平均給与を正確に計算することができなかったため、第一審判決は、立証責任を負うという原則及び労働者の合法的権益の保護に資するという原則に基づき、王の経済補償金を計算するための月給として、会社が訴訟明細書で確認した月給5,157.67人民元を採用したが、これは不適切でない。当裁判所はこれを支持する。

4 実務上の留意点

当たり前の結論ではありますが、日系企業でも駐在員の知らないうちにこのような虚偽の所得証明書を発行している事例はあり得ます。今の所、摘発などはされていませんが（数が多すぎて難しいと思います）、銀行に対する詐欺罪を問われてもおかしくはありませんので社内稟議や判子の管理などを通じて気をつけていただく必要があります。

事件番号：（2019）広東08民事最終第2997号（当事者仮名）

以上